

新潟県知事選挙

【投票日】
5/31(日)

棄権することなく
投票しましょう！



期日前投票 ※開始日が場所により異なります

◎期間および場所

- ・ 5月15日(金)～5月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで 村上体育館1階ミーティングルームのみ
- ・ 5月23日(土)～5月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで 上記のほか、各支所庁舎内で開設します

宣誓書付き入場券について

入場券は、ハガキ1枚につき1世帯の4人分まで印刷されています。ハガキをはがし、ご自分の分を切り取って投票所へ持参してください。
【期日前投票をお考えの方】…裏面の宣誓書に必要事項を事前にご記入しておくことで、スムーズに投票できます。
【当日投票をお考えの方】……裏面の宣誓書は記入不要です。※5月31日は入場券に記載する投票場所のみとなりますので、ご注意ください

【入場券 例】

ハガキをはがす際は、矢印の箇所を確認してからゆっくりはがしてね！

村上局
料金後納
郵便
選挙事務

新潟県村上市三之町1-1

村上 鮭太郎 様
村上 鮎子 様

ハガキを開くと同一世帯の有権者4人までの投票入場券が記載されています。切り取って、投票所にお持ちください。

村上市選挙管理委員会
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
電話 0254-53-2111 (代表)

■期日前投票所について

新潟県知事選挙入場券

名簿番号	1-1-1	到着番号	
氏名	村上 鮭太郎		
投票日時 投票所	令和8年5月31日午前7:00～午後8:00 村上小学校		

新潟県知事選挙入場券

名簿番号	***	到着番号	
氏名	*****		
投票日時 投票所	*****		

はがし口②

ゆっくりいねいにはがしてください。

はがし口①

期日前投票に来られる際のポイント！

【投票に行く日、氏名、生年月日、住所】を事前に記載しておくこと、スムーズに投票用紙が交付されます。

期日前投票宣誓書 ※当日投票される方は記入不要です。

私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。
 村上市選挙管理委員会委員長 様 令和8年5月●日

氏名	村上 鮭太郎
生年月日	明・大・昭・(平) 15年 4月 2日
現住所	村上市 三之町1番1号
事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事・学業・冠婚葬祭など ● 旅行・外出など ● 病気・けが・出産など ● 他市区町村に住所移転 ● 天災や悪天候

表面に記載されている方がお書きください。

矢印をよく見てね

投票できる人

次の全ての条件に当てはまる人が投票することができます。

- ①平成20年6月1日以前に生まれた人。(投票日現在で年齢満18歳以上の人)
 - ②令和8年2月13日までに村上市に住民登録され、選挙人名簿に登録がある人。
※令和8年2月14日以降に県内の市区町村から村上市へ転入した人は、**前住所地**で投票することになります
⇒県内の市区町村窓口で発行する「**居住証明書**」の提示等が必要となります。
村上市の対応について 平日 ⇒ 本庁、各支所の窓口
平日夜間・週休日 ⇒ 本庁窓口
- ※市内から県外へ転出した方は、転出日時点で投票することができなくなります
(市内で転居する人の投票)
- ① 令和8年4月24日までに転居届出をした人は、**新住所地**の投票所で投票となります。
 - ② 令和8年4月25日以降に転居届出をした人は、**前住所地**の投票所で投票となります。

不在者投票(申請はお早めに)

次のいずれかに該当する方は不在者投票ができます。

【仕事や旅行などにより市外に滞在している方】 (電子申請受付可能)

請求用紙は、選挙管理委員会事務局又は支所地域振興課総務管理室にあります。
不在者投票請求をスマートフォンやタブレットから電子申請を行うことができます。

※ただし、申請にはマイナンバーカードが必要です

【県指定の病院や施設に入院・入所している方】

病院又は施設職員にお尋ねください。

【郵便投票】

- ・重度の障がい者や要介護5の方 ※希望する場合は事前申請が必要
(該当条件)
- ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が一定の範囲に該当する。
- ・介護の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている。
- ・郵便での不在者投票をするには、事前に投票用紙等の請求申請が必要です。
※請求期限 5月27日(水)午後5時まで(余裕をもって請求ください)



不在者投票
電子申請請求



代理投票制度

身体的理由などにより、投票日当日、期日前投票及び不在者投票で、ご自身で記載することができないときは、投票所または施設の職員が代わって記載しますので申し出ください。

※付き添いの人が代理で記載したり、投票することはできません

投票用紙(投票は1票です)

投票したい候補者氏名を投票用紙に記載して下さい。

投票所(前回選挙から変更)

投票所を次のとおり変更します。

投票所	投票所変更後	投票所変更前
第49	松原公会堂	板屋越公民館

選挙公報(全世帯配布)

5月29日(金)までに町内・集落(区長・総代ほか)を通じて、配布します。

投票日当日の投票時間(閉鎖時刻が異なる投票所)

原則、投票時間は午前7時から午後8時までですが、荒川・神林・朝日・山北の地区の全ての投票所は午前7時から午後6時までの2時間繰上げをしており、村上地区においても次の投票所は同様に2時間繰り上げをしています。

【投票時間が午後6時まで(村上地区)】

- 第9投票所(瀬波ゆけむり会館)
- 第11投票所(羽下ヶ淵公民館)、第13投票所(四日市研修センター)
- 第15投票所(鑄物師集落センター)、第16投票所(門前公民館)
- 第17投票所(海府ふれあい広場)、第18投票所(吉浦集落開発センター)
- 第19投票所(早川集落ふれあいセンター)



●お問い合わせ

〈URL〉<http://www.city.murakami.lg.jp/> 〈E-mail〉senkyo@city.murakami.lg.jp

※詳しくはホームページへ

- ◇市役所本庁 53-2111 ◇荒川支所 62-3101 ◇神林支所 66-6111
- ◇朝日支所 72-0111 ◇山北支所 77-3111